

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が不存在を理由に行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで、実施機関に対して、平成14年5月24日に開催された岐阜県国民健康保険審査会（以下「国保審査会」という。）の審議案件第19号から第23号までに関して、「審査委員、利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に発した関係通知書及び出席しないことについての届出書の全て（予備審査等に関する口頭陳述に関するものを含む。）」（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書のうちの「審査委員に発した関係通知書」について、健康福祉環境部国民健康保険課の保有する公文書として「岐阜県国民健康保険審査会委員宛の国民健康保険審査会の開催について」を特定した上で、平成16年1月28日付け国保第555号から第555号の5までにより公文書部分公開決定を行った。

さらに、本件請求文書のうち「利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に発した関係通知書及び出席しないことについての届出書」及び「審査委員からの出席しないことについての届出書」については、平成16年1月28日付け国保第553号から第553号の5までにより、以下の理由を付して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（公文書を公開しない理由）

不存在

について、利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等には国保審査会への出席を求めなかったことから文書を作成していないため。

について、審査委員のうち1名が欠席したが、欠席の連絡は文書によるものではなく、電話での口頭連絡であったことから、文書を取得していないため。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年3月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し

て異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 国保審査会から審査請求人を排除し、欠席裁判を企図した不当なものであり、違法行政である。その理由等の解明上不可欠であるので、関連するすべての情報の公開を求める。

行審法は、審査請求人に対し意見陳述の権利を認めており、審査会に出席した全員の前で行うものと解せられる。出席者であること、あるいは出席したことは、個人情報として保護されるものとは別であると解せられるべきである。国保審査会出席者全員の通知の公開を求める

(2) 実施機関は、公開決定等理由説明書において、行審法第25条及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第101条を引用し、「参加人の申立てがなかった」等と自己の権利等のみを主張しているが、国保審査会の開催される日時、場所等を知ることなく、参加の申立てを行うことのできる者はいないと解するのが一般的である。

また、行審法第24条は、条件付きではあるが利害関係人の参加を認めており、これは、審査庁において、その意思確認を行うことを義務づけていると解することができる。この意思確認を意図をもって実行しなかったとすれば事は重大であり、仮に文書が存在しないのであれば、国保審査会での本事案が非公開で行われるべきものではないことを含め、確認しなかった理由の説明があるのが当然である。

(3) 欠席委員については、電話で連絡を受けた記録及び出席者に通知した文書が存在していないとしているが、関連費用の支払を行っている所属には書面による通知が行われているはずであり、その文書の公開を求める。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

## 1 本件請求文書について

本件請求文書については、本件異議申立人のこれまでの公開請求においても、国保審第19号から第23号までを審議した国保審査会が適正に開催されたかどうか確認するために出席者名の公開を強く求めており、かつ本件請求の内容に「出席しないことについての届出書」との記述もあることから、国保審各号に係る「審査委員、利害関係人（審査請求人を含む。）、参考人等に審査会への出席を依頼するために発した通知書」及び「審査会に出席しないことについての届出書」と判断し、審査委員に国保審査会への出席を依頼するために発した通知書として、「岐阜県国民健康保険審査会委員宛の国民健康保険審査会の開催について」を対象公文書として特定した。

## 2 本件処分について

文書不存在とした本件処分の理由は、次のとおりである。

### (1) 利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に審査会への出席を依頼するために発した通知書について

国保審査会の審理を行う際に利害関係人、参考人等に対して口頭意見陳述などのために出席を依頼するのは、「審査請求人又は参加人の申し立てがあったとき」（行審法第25条）又は「審理を行うため必要があると認めるとき」（国保法第101条）に限られている。国保審第19号から第23号までの各号の審理に当たっては、審査請求人等から口頭によって意見を述べたい旨の自発的な申し立てがなされた事実はなく、また、審理を行うため必要があるとして、国保審査会により審査請求人等に対し意見陳述のための出頭を求めた事実もない。

したがって、国保審査会の開催に当たり出席を依頼するために発した通知書としては、既に公開している「岐阜県国民健康保険審査委員」宛の通知である「国民健康保険審査会の開催について」以外の文書は、実施機関として取得し又は作成していない。

### (2) 審査会に出席しないことについての届出書

(1)のとおり国保審査会への出席を依頼したのは審査委員のみであるが、このうち1名が欠席であった。この委員からは国民健康保険課職員が事前に電話により欠席する旨の連絡を受けており、国保審査会の開会時に、事務局から議長に対して口頭にて報告が行われている。したがって、欠席した審査委員に関する手続はすべて口頭で行われており、書面により取得し又は作成していない。

なお、審査委員1名の欠席については、国保法第96条に定められている国保審査会の定足数を満たしていたことから、議事の議決の適法性に影響するものではない。

## 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、行審法第24条により国保審査会には参加の意思確認を義務づけている旨主張しているが、同条は、利害関係人たる第三者を参加人として審査請求に参加させることにより、審査請求人とほぼ同等の地位を与え、適正な審理を実現するとともに、その第三者の保護を図ろうとするものであって、審査請求人及び利害関係人に

対して、国保審査会が参加の意思確認を行うことを義務づけるものではない。

- (2) 異議申立人は、国保審査会が非公開で行われるべきではないこと、日時、場所等知ることなく参加の申立てを行うことができない旨主張する。

国保審査会は、審査請求人等関係者の個人情報を取り扱っており、かつ、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることから、審議を非公開としている。審査請求人には申立てを行えば口頭意見陳述の機会が与えられることとなっており、この申立ては、開催日時、場所等を知らされなくても可能である。

- (3) 欠席委員については、欠席していることから、関連費用の支払は行われていない。

国保審査会に出席した委員については、岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年岐阜県規則第104号）により定められた報酬等を支払うこととなるが、支払担当課と審査会事務局とは同一の所属であり、通常、報酬等の支払は、出席した委員から旅費請求書に署名を得た上で行うこととしており、支払担当課に通知を行っておらず、異議申立人の主張する文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件請求に係る国保審査会は、国保法第92条の規定により設置され、同法第91条の規定により、療養の給付等の保険給付、被保険者証の交付請求若しくは返還又は保険料その他の徴収金に関する処分に対する審査請求の審査・裁決を行う附属機関である。

本件請求は、平成14年5月24日に開催された国保審査会の審議案件第19号から第23号までに、「審査委員、利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に審査会への出席を依頼するために発した通知書」及び「審査会に出席しないことについての届出書」を求めるものである。

### 2 本件請求文書の存否について

本件請求文書として特定した公文書は、平成16年1月28日付け国保第555号から同号の5までの公文書部分公開決定により部分公開をした「岐阜県国民健康保険審査会委員宛の国民健康保険審査会の開催について」であり、それ以外の公文書が本件請求文書として存在するか否かを以下検討する。

- (1) 「利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に審査会への出席を依頼するために発した通知書及び出席しないことについての届出書」について

行審法第25条の規定によれば、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に対し口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされている。

実施機関の説明及び異議申立人の主張によれば、審査請求の処理状況について電話

による問合せはあったものの、異議申立人が意見陳述の申立てをしなかったことについては、その事実には異論のないところである。

また、異議申立人は、行審法第24条の規定により、審査庁は異議申立人に対し意見陳述を行うかどうかを確認する義務がある旨主張している。

他方、国保法第101条の規定により、審理を行うため必要があると認めるとき、審査請求人等に対し意見を述べさせることができるとされているが、実施機関の説明によれば、国保審査会は意見陳述が必要であるとは判断しなかったとのことであった。

実施機関が審査請求人に対し意見陳述の有無を確認しなかったことについての適否はともかく、これを確認し、意見陳述を求めるかどうかは、いずれも審査庁である国保審査会の判断に委ねられていると解されることから、「利害関係人（審査請求人を含む）、参考人等に発した関係通知書及び出席しないことについての届出書」に関する公文書が存在していないとの実施機関の説明には、不合理な点はないと認められる。

## (2) 「審査委員からの出席しないことについての届出書」について

岐阜県国民健康保険審査会会議規則（昭和50年岐阜県告示第716号）第12条の規定によれば、委員が招集に応じることができないときは、開会時刻までにその事由を議長に届け出なければならないとされており、その方法について別段の定めはなく、書面、口頭によるとを問わないものと解される。

実施機関は、国民健康保険課職員が、委員から事前に欠席する旨の電話連絡を受けて、国保審査会の開会時に議長に対し口頭にて報告しており、書面としては作成し又は取得していない旨主張しており、その説明には、不合理な点はないと認められる。

異議申立人は、関連費用の支払を行う所属への通知文書が存在する旨主張する。

しかし、実施機関の説明によれば、国保審査会の当日に出席を確認した上で報酬等を支払うのであって、欠席した委員については報酬等の支払は行われることはなく、支払に関する事務が発生しないのであって、「審査委員からの出席しないことについての届出書」に該当する公文書は存在しないという実施機関の説明は、是認できるものと認められる。

また、委員の報酬等の支払を担当する所属と審査会事務局とは同一であること、及び岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）にもこうした場合に通知等を行う旨の規定はないことから、通知が存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成16年5月13日	・ 諮問を受けた。
平成16年5月26日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成16年5月28日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成16年6月17日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成16年6月18日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成16年7月12日 (第64回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近 藤 謙 次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽 田 野 晴 雄	税理士	
	森 川 幸 江	弁護士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)